

このメールマガジンは、メールでの情報提供を希望する登録者のみなさま及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へお送りしています。

/// I N D E X ///

- ・特集…………… 養育費について Q & A
- ・支援情報…………… ホームページをリニューアル
- ・5月の予定 …… 定期法律相談
- ・編集後記…………… ゴールデンウィークの由来

■ 特 集 ……………

◆養育費について Q & A

メールながさきの相談において、養育費についての相談が増えます。そこで、今回は、養育費について基本的な事をQ & A形式でご紹介したいと思います。

Q. 養育費って何？

A. 養育費は食費、教育費、医療費などお子さんの生活費のことです。

Q. 離婚の理由や原因は関係ないの？

A. 離婚の理由や原因と養育費の責任は全く別のものです。親同士の問題とは切り離してお子さんの健康な成長を考えましょう

Q. 養育費は払わなくてもいいという約束をしたけど払わなければならないの？

A. 離婚時にそのような約束をしたとしても、その後事情が変わってお子さんの生活費が必要になった場合は払わなければなりません。

Q. 養育費の額はどういうふうにするの？

A. 両親の収入を基にして両親が話し合っで決めるのが一般的です。一律にいくらと決まっているものではありませんが、目安になるものとして「養育費算定表」があります。

(以上 養育費相談支援センター リフレットより)

(参照) 東京家庭裁判所 養育費又は婚姻費用算定表

[http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi\\_santei\\_hyou/](http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/)

養育費は、子どものためのものです。離婚時に取り決めできなかった場合、後からでも間に合いますのでしっかりと考えてみましょう

YELLながさきでは、養育費等の相談について弁護士による無料相談を行っています。是非、ご利用ください。  
(毎月第3水曜日13時から16時 事前予約制)

■ 支援情報 ……………

◆YELLながさきのホームページをリニューアルしました。この度、ホームページを全面リニューアルいたしました。主な変更点は下記のとおりです。

1、デザインを全面リニューアル

全体のデザインをやさしく親しみやすいページにしました。また、情報を見やすいようにページ構成も一新しています。

2、訪問者が利用しやすいナビゲーション

各種コンテンツが利用しやすいように色分けし、必要な情報を検索しやすくしました。

3. スマートフォンに対応しました  
スマートフォンからのアクセス増加に伴い、スマートフォン端での閲覧にも対応しています。

これからも、最新情報を随時アップし、就職、各種制度、養育費講習会、セミナーなど、コンテンツの充実に努めてまいります。引き続き「YELLながさきのホームページ」をよろしくお願い致します。

YELLながさきホームページ  
URL <http://www.yell-nagasaki.jp/>

■ 5月の予定

◎「YELLながさき定期法律相談」  
5月17日（水）13:00～15:30  
《事前予約受付中》

※遠方の方で来所相談が難しい方は、電話法律相談受付も  
行っております。まずはご相談ください<(\_ \_)>

■ 編集後記

◆今年度もよろしくお祈りします！

いよいよゴールデンウィークが始まります。  
今年のゴールデンウィークは、4月29日土曜日から。  
その、ゴールデンウィークという名前の由来は2つあるそうです  
1つは日本映画界の造語であるという説。もう1つはラジオの  
「ゴールデンタイム」からきたという説です。  
「休みが多いからゴールデンなのかなあ」と思っていたのですが、  
全く違うことを知って驚きました。

忙しかった4月の疲れを癒す絶好の機会。それぞれのご家庭に  
あったゴールデンウィークを過ごされててください。

最後まで読んでいただきありがとうございました<(\_ \_)>

////////////////////

@YELLながさきのメールマガジン  
発行日：毎月2回発行（休刊：祝日、年末年始など）  
※ご意見ご感想はこちらまで  
[yell@nagasaki-shi-boshikai.jp](mailto:yell@nagasaki-shi-boshikai.jp)

@YELLながさき通信  
毎月、情報誌「YELLながさき通信」を発行しています。  
ご購入希望の方はご連絡ください。  
また、ホームページからも読む事が出来ます。  
[http://www.yell-nagasaki.jp/yell\\_tuushin](http://www.yell-nagasaki.jp/yell_tuushin)

@フェイスブックページでも情報発信しています。  
あわせてご覧ください<(\_ \_)>  
<https://www.facebook.com/yellnagasaki>

@応募書類作成支援  
YELLながさきでは、職務経歴書の書き方からパソコンでの作成・印刷までサポートしています。何か不安な事、分からない事がありましたら、ぜひご相談ください。  
また、メールでの添削・アドバイス等もしております。

※今後、本メールマガジンが不要な方は、ご面倒ですが、  
下記アドレスまでメールを送信ください<(\_ \_)>  
[yell@nagasaki-shi-boshikai.jp](mailto:yell@nagasaki-shi-boshikai.jp)

【件名】メルマガ配信解除  
【本文】①名前 ②フリガナ

////////////////////////////////////

【発行元】

■ YELL（エール）ながさき  
■ ■ 長崎県ひとり親家庭等自立促進センター  
■ ■ ◆ 〒852-8108 長崎県長崎市川口町長崎西洋館2階  
■ ■ ■ ◆ TEL:095-813-0800 FAX:095-848-1112  
■ ■ ■ ■ ■ MAIL:yell@nagasaki-shi-boshikai.jp  
■ ■ ■ ■ ■ HP:http://www.yell-nagasaki.jp/

////////////////////////////////////

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

////////////////////////////////////